正	誤
ページ　段　行	
令和六年六月二十八日（号外第百五十五号）公布総務省・財務省令第五号（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令） （原稿誤り）	
五九　終りから四　事項	事項の記載があること。
六五　〃　八　その同項	その新法第十条の五第八項
令和六年三月二十二日（号外第六十六号）国土交通省告示第二百十号（標準貨物自動車運送約款等の一部を改正する告示） （原稿誤り）	
一一三ページ改正前欄終りから一六行目から一五行目「使用予定車両が普通車である場合は一両につき三千五百円、小型車である場合は」は削除する。	

本紙：令和6年8月19日より引用しております

正	誤	ページ	段	行
令和六年四月三十日（号外第百六号）公布国土交通省令第五十八号（自動車登録番号標交付代行者規則等の一部を改正する省令）（原稿誤り）		三九		終りから二
〃	〃	〃		一
令和六年三月二十二日（号外第六十六号）国土交通省告示第二百十号（標準貨物自動車運送約款等の一部を改正する告示）（原稿誤り）		一〇九		改正後欄一一
〃	〃	〃		終りから一〇
〃	〃	〃		五
〃	〃	〃		四
〃	〃	〃		一〇
〃	〃	〃		四
〃	〃	〃		改正後欄三
〃	〃	〃		〃
〃	〃	一一三		〃
〃	〃	〃		〃
〃	〃	〃		〃
〃	〃	〃		第四条改正後欄終りから七
〃	〃	〃		〃
〃	〃	〃		〃
〃	〃	〃		〃